

小平市自治基本条例逐条解説 目次

はじめに	1
小平市自治基本条例の構成	3
小平市自治基本条例	4

【逐条解説】

前 文	10
第 1 章 総則	13
第 2 章 市民等	15
第 3 章 参加及び協働	18
第 4 章 市民投票制度	22
第 5 章 コミュニティ活動	24
第 6 章 議会	25
第 7 章 市長等	27
第 8 章 行財政運営	29
第 9 章 国、都等との関係	37
第 10 章 条例の位置付け及び見直し	39
第 11 章 補則	39

【参考資料】

自治基本条例制定までの歩み	40
小平市市民参加の推進に関する指針	41
小平市市民意見公募手続要綱	43
小平市協働の推進に関する指針	45

はじめに

小平市自治基本条例について

小平市自治基本条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的としています。

1 制定の背景・趣旨

今日、少子高齢化や経済のグローバル化などの社会環境の変化の中で、地方分権の推進が求められています。

平成12年（2000年）の機関委任事務制度の廃止に象徴される第1次の地方分権改革では、国と地方との関係は、上下主従の関係から対等、協力の関係へと転換され、分権型社会への第一歩が踏み出されました。

この流れの上で、今後さらに地方自治体がそれぞれの特性を生かした地域の運営を行っていくことがますます必要となってきました。

この地方分権においては、団体自治の拡充とともに、住民自治を充実していくことが欠かせません。

情報共有を進め、市民が地方自治体の運営に参加をする機会を拡充し、多彩なコミュニティ活動を促進していくなどにより、より多くの市民の方が、今まで以上に多様な方法で地域の様々な課題解決にかかわり、また、自ら経験や能力を発揮し生かしていただくことが強く求められてきています。

この方向性は、小平市第三次長期総合計画・前期基本計画における、地域力、民活力、行政力の三つの力で、目指す将来都市像を実現していこうとする考え方と同じものです。

小平市自治基本条例は、このような小平市における自治を進めていくための基本的な原理原則を明確にするものです。

2 条例の検討経過

市では、条例案の検討に当たり、市民が自らの取り組みとして進めていくという小平市自治基本条例制定基本方針を定め、公募の市民による「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」（市民の会議）の条例案の検討を支援してきました。

市民の会議では、160回に及ぶ会議を重ね、広報用ポスターや自治基本条例だよりの作成・配布などの広報活動を積極的に行うとともに、市民意見交換会やフォーラムなどを開催し、多くの市民の声を聴いて条例案を策定し、市長に提出しました。

市では、検討過程において、市民の会議への情報提供や意見調整を行い、条例案の提出を受けて、議案として議会に提出しました。

議会では、平成20年（2008年）6月定例会初日に議案が上程され、新たに設置した13人からなる小平市自治基本条例特別委員会に付託されました。特別委員会では、19回に

わたる審査が行われ、平成21年（2009年）12月定例会最終日に条例案が可決され、12月22日に「小平市自治基本条例」が施行されました。

3 自治基本条例の構成・内容

条例は、前文並びに11の章、39の条文で構成されています。

内容は、小平市の地域性を踏まえ、参加、協働、市民自治のまちづくりを基調とする自治の姿を示した前文を置き、これに続き、小平市の自治の基本理念を明らかにし、市民等、参加及び協働、市民投票制度、コミュニティ活動、議会、市長等、行財政運営、国、都等との関係の各章ごとに、それぞれの基本的事項を規定し、これに加え、条例の位置付け及び見直しについて規定しています。

<用語の説明>

【住民自治と団体自治】

憲法第92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、地方自治の本旨とは、地方自治の本来の在り方とされ、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされています。

団体自治：一定の地域を基礎とする国から独立した団体（自治体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則のこと

住民自治：地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと（法律用語辞典（有斐閣）より）

【地域力、民活力、行政力】

小平市第三次長期総合計画・基本構想において、未来に向かう将来都市像を実現していくためには、市民と行政の従来との関係にとらわれず、各方面での新しい役割や関係を構築し、明日へ続く以下の3つの新しい活力を高めることが必要としています。

地域力：私たち市民一人ひとりの持つ地域における「ちから」であり「活力」です。市民個人がそれぞれの才能を発揮し、自由にネットワークを持ち、また協働しながら、その「力」をみずから高めることができます。

民活力：私たち地域の持続可能な社会を構築する経済・社会システムの「ちから」です。市内に企業が存在し一定の経済システムやさまざまな社会のしくみが円滑にはたらき、その効果が上がることによって、さらにその「力」を高めることになります。

行政力：自治体の「ちから」であり、小平市としての「実力」です。今後、自治体の健全な都市経営を行っていく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力量です。さらに、「地域力」と「民活力」の間を調整しまとめる、いわば「プロデューサー」としての役割もあわせて持つものです。

小平市自治基本条例の構成

前 文

総則（第1章）

- ・目的（自治の実現を図る：第1条）
- ・自治の基本理念及びその実現（第2条）
 - ①市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組む
 - ②議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営する
 - ③情報共有、参加及び協働を基本的な指針として、①、②に掲げる自治の基本理念を実現する
- ・定義（第3条）

市民等（第2章）

- ・行政サービスを受ける権利及び負担の義務（第4条）
- ・市政に参加をする権利（第5条）
- ・知る権利（第6条）
- ・まちづくり活動の自由（第7条）
- ・男女共同参画社会の形成の推進（第8条）
- ・法人等の社会的責任（第9条）

議会（第6章）

- ・議会運営の基本原則（第17条）
- ・議会の責務（第18条）
- ・議員の責務（第19条）

市長等（第7章）

- ・市長の責務（第20条）
- ・市長以外の執行機関の責務（第21条）
- ・職員の責務（第22条）

自治を実現していく仕組み

参加及び協働（第3章）

- ・参加の機会の保障（第10条）
- ・参加における配慮（第11条）
- ・協働（第12条）
- ・協働の推進の基盤づくり（第13条）

市民投票制度（第4章）

- ・市民投票制度（第14条）

コミュニティ活動（第5章）

- ・コミュニティ活動（第15条）
- ・コミュニティ活動への支援（第16条）

行財政運営（第8章）

- ・行財政運営の基本原則（第23条）
- ・長期総合計画（第24条）
- ・組織及び人事（第25条）
- ・情報共有（第26条）
- ・個人情報の保護（第27条）
- ・苦情及び要望への対応（第28条）
- ・評価及び検証（第29条）
- ・行政手続（第30条）
- ・政策法務（第31条）
- ・財政運営（第32条）

国、都等との関係（第9章）

- ・国及び都との関係（第33条）
- ・他の地方公共団体との関係（第34条）
- ・災害等に対する連携及び協力（第35条）
- ・国際的な関係（第36条）

条例の位置付け及び見直し（第10章）

- ・条例の位置付け（第37条）
- ・条例の見直し（第38条）



自治基本条例全文は、小平市ホームページでもご覧になれます。また、視覚障がい者に対応した機器の設置場所（秘書広報課（市役所1階）、障害者福祉課（健康福祉事務センター1階）、福祉会館2階窓口）では、条文を聴くことができます。

小平市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民等（第4条－第9条）

第3章 参加及び協働（第10条－第13条）

第4章 市民投票制度（第14条）

第5章 コミュニティ活動（第15条・第16条）

第6章 議会（第17条－第19条）

第7章 市長等（第20条－第22条）

第8章 行財政運営（第23条－第32条）

第9章 国、都等との関係（第33条－第36条）

第10章 条例の位置付け及び見直し（第37条・第38条）

第11章 補則（第39条）

附則

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることをはぐくみ、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

（自治の基本理念及びその実現）

第2条 市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

3 市民、議会、市長等は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として前2項に掲げる自治の基本理念を実現するものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 小平市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいう。
- (2) 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人（市民を除く。）及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 議会及び執行機関をいう。
- (5) 参加 市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、執行機関に対し積極的に意見等を表明することをいう。
- (6) 協働 市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。
- (7) まちづくり活動 自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいう。

第2章 市民等

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

第4条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。

(市政に参加をする権利)

第5条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加をする権利を有する。

2 市民等（前項に掲げる者を除く。）は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。

(知る権利)

第6条 市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。

(まちづくり活動の自由)

第7条 市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。

2 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。

(男女共同参画社会の形成の推進)

第8条 市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。

(法人等の社会的責任)

第9条 市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。

第3章 参加及び協働

(参加の機会の保障)

第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。

- (1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃
- (4) 重要な市の施設の設置又は廃止
- (5) 前各号に準ずる事項であって別に定めるもの

2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。

3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。

4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。

(参加における配慮)

第11条 執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民のだれもが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。

(協働)

第12条 市民等及び執行機関は、地域の様々な課題の解決に向けて協働をすることができる。

2 市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。

(協働の推進の基盤づくり)

第13条 執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。

第4章 市民投票制度

第14条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施することができる。

2 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。

第5章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動)

第15条 市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）を行うことができる。

(コミュニティ活動への支援)

第16条 市は、コミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。

第6章 議会

(議会運営の基本原則)

第17条 議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。

(議会の責務)

第18条 議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。

2 議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。

3 議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。

(議員の責務)

第19条 議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。

2 議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。

第7章 市長等

(市長の責務)

第20条 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市政を運営しなければならない。

(市長以外の執行機関の責務)

第21条 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下に、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。

(職員の責務)

第22条 職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

第8章 行財政運営

(行財政運営の基本原則)

第23条 市は、市民の福祉の増進を図るため、市民の意思を的確にとらえ、民主的かつ効率的に行財政を運営することを基本とする。

(長期総合計画)

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

(組織及び人事)

第25条 市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。

2 市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できるよう、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。

(情報共有)

第26条 市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供するよう努めるものとする。

3 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(個人情報保護)

第27条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。

2 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(苦情及び要望への対応)

第28条 執行機関は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとする。

2 執行機関は、市政に関する苦情及び要望への対応のために必要があると認める場合は、市以外の者により組織された機関を設置するものとする。

3 執行機関は、市政に関する苦情及び要望を十分に分析し、市政に活用するものとする。

(評価及び検証)

第29条 執行機関は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、その取組を評価し、及び検証し、その結果を公表するものとする。

2 執行機関は、前項に規定する評価及び検証に当たり、執行機関以外の者の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。

(行政手続)

第30条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民等の権利利益を保護するため、処分、届出及び行政指導に関する手続を適正に行わなければならない。

(政策法務)

第31条 執行機関は、地域の実情に合わせた政策の企画立案及び実施のため、政策法務能力の向上に努めるものとする。

2 市は、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備するものとする。

(財政運営)

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長は、健全な財政運営のため、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。

3 市長は、長期総合計画、財政計画等に即して予算を調製するものとする。

4 執行機関は、健全な財政運営のため、事務及び事業の見直しに不断に取り組まなければならない。

5 執行機関は、租税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとする。

6 執行機関は、市の財政状況（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以

上を出資している法人、市が加入している一部事務組合等の財政状況のうち市に係る部分を含む。)を分かりやすく公表するものとする。

第9章 国、都等との関係

(国及び都との関係)

第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

(他の地方公共団体との関係)

第34条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(災害等に対する連携及び協力)

第35条 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(国際的な関係)

第36条 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

第10章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第37条 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。

第11章 補則

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小平市自治基本条例(逐条解説)

前文

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることをはぐくみ、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。

【解説】

条例の制定趣旨と基本的な考え方について述べています。また、市の地域性や将来に向けてどのようなまちを目指すのかについて明らかにし、小平市の自治の規範としてこの条例を制定することを宣言しています。

前文では、自治の主体であり担い手となる市民の決意を宣言するという意味で「私たち」として、市民を主語にした表現を用いています。

「前文の段落別の解説」

<小平の歴史・風土となりたち>

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。

先史時代の遺構、鈴木遺跡そして鎌倉道を残す小平は、武蔵野台地のほぼ中央に位置します。

江戸時代初期（350余年前）には玉川上水が開削され、その上水から取水した用水路網による新田集落として開発は進みました。そして東西に走る青梅街道、五日市街道に沿う、ケヤキ並木や屋敷林など武蔵野の自然環境と用水の水による風土から文化が形成され、豊かな自然と共生した歴史と文化のまちになりました。

今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

今日でも、江戸の文化と命の水を運んだ玉川上水と緑道の緑の景観（平成12年（2000年）東京都の玉川上水景観基本軸、平成15年（2003年）国の史跡に指定）は、市民及び都民の憩いの空間として親しまれています。

小平市内約50kmに及ぶ用水には多摩川の本流の水が流れ、水辺空間を現出し、市域を囲む21kmの緑豊かなグリーンロードに囲まれた「農風景」の息づく住宅都市になっています。

昭和37年（1962年）の市制施行後、高度成長期には多くの人々が転入し、市は、学校施設の整備をはじめとして、道路、上下水道などのインフラづくりをすすめ、先駆的な福祉行政への取り組みや、市民のつながりを大切にする拠点として図書館、公民館、地域センターを配置するなどに取り組んできました。

近年における少子高齢化の急速な進展や生活環境の変化と市民のニーズの多様化の中で、都市整備と教育、福祉の充実に取り組み、水と緑豊かな、安心安全を誇れる、教育と福祉の充実した住宅都市として、7大学を有する豊かな文化と先進性を持つ学園都市として、今日の発展に至りました。

<目指すまちと自治の姿>

私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

「持続可能なまち」とは、環境・景観面、財政・経済面、生活面等、すべてのまちの側面で、一時的な「発展」ではなく、何世代にもわたって維持・向上していくことができるまちを意味しています。持続可能なまちにするためには、小平市内で持続可能な循環型の仕組みをつくることだけでなく、他の都市との関係や地球規模の環境などへの配慮が不可欠です。

地球温暖化に代表される環境問題解決への取り組みにも参加しながら、今ある武蔵野の自然環境と共生した水と緑の景観の保全に務め、環境の負荷の少ない循環型の持続可能なまちをつくり、調和のとれた健康で豊かな文化的な生活とその仕組みを次世代に引き継ぐことこそ私たちの責務です。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にする心をはぐくみ、平和の実現に尽くします。

「こいだいら」にかかわる全ての人々の人権を互いに尊重し、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的状況、文化・価値観等、人々のそれぞれの多様性を尊重し認め合い、連帯する社会にしたいこと。ひとつひとつのいのちと、地球全体の生態系の両面を大切にしていきたいこと。そして、いのちを大切にする心を育む人間教育に努め、平和な社会の実現を目指したいことを述べています。

私たちは、暮らしと仕事と学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」を目指します。

目指すまちの姿として、市民が、お互いを理解し、人を思いやる心と地域への愛情を持つ意識の定着を図るとともにまちづくりの主役となって、学びや仕事なども含めた人々の多様な暮らしの営みが、楽しく文化的に係わり合い響き合い、心からわがまち「こだいら」と誇りに思えるまちを目指すことを述べています。

そのために私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

目指す自治の姿を述べています。「市民」を冠することで、自治の主体が市民であることを表現しています。その市民自治を、議会と市長に市政を信託するという間接民主主義と、市民の市政への参加や協働といったまちづくりへの直接の係わり合いを両輪として、進めることを目指す自治の在り方として述べています。市民が、「参加」と「協働」を通じて、たゆまぬ努力を続けることを決意する表現となっています。

<自治基本条例の位置付け>

今ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。

自治基本条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を規定した条例です。市民は、自主・自立のまちづくりを進めるために、ここに小平市の自治の基本となる条例を定めることを宣言しています。

<参考>

【前文の文体について】

自治基本条例案は、市民の会議による検討において、広く市民の方が分かりやすく読めるような条例にしたいという考えから、「ですます体」としています。

市としては、各条項の文体については、公用文の原則に基づき「である体」としましたが、前文は、具体的な法規を定めたものではなく、内容から直接法的効果が生じるものではないため、市民の会議の策定意図を尊重して、「ですます体」とすることにしました。

第1章 総則

【解説】

この条例全体にわたる基本的な事項として、条例の目的、基本理念、条例で使う重要な用語の定義などについて規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

条例を制定する目的を表現したものであり、前文とともに条例全体の解釈指針として位置付けられます。

この条例の目的は、①自治の基本理念、②市民、議会及び市長等の在り方、③市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることとしています。

(自治の基本理念及びその実現)

第2条 市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

3 市民、議会、市長等は、情報共有、参加及び協働を基本的な指針として前2項に掲げる自治の基本理念を実現するものとする。

【解説】

自治の基本理念とは、目指すべき自治のあるべき姿や目標について規定したものです。第1項で、自治の担い手である市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組むものとし、第2項で、自治の担い手である議会及び市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営するとしています。そして、第3項で、「情報共有」「参加」「協働」による市政運営により、基本理念を実現することを定めています。その結果として実現されたまちの姿が、前文に示されたものになります。

この条例は、第1条の目的にあるとおり、「小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項」という原理原則的な項目を規定する内容となっています。

各規定には、法令等を踏まえた規定と、参加、協働、市民投票制度、コミュニティ活動といった法令等では規定されていませんが、これからの小平市の自治を進める上で必要として規定しているものがあります。

なお、「市政を運営」という表現は、「首長主義を採用する現在の地方自治制度では、長や行政委員会等の執行機関と議会との権能と調和の下に、公正で民主的な地方自治体の運営と地方

行政の実現を図るものとしている。」という一般的な解釈として用いています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 小平市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する個人をいう。
- (2) 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人（市民を除く。）及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 議会及び執行機関をいう。
- (5) 参加 市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、執行機関に対し積極的に意見等を表明することをいう。
- (6) 協働 市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいう。
- (7) まちづくり活動 自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいう。

【解説】

この条例の中で使われる用語の定義を規定しています。

「市民」、「市民等」、「執行機関」、「市」、「参加」、「協働」、「まちづくり活動」の7つの用語について、その意味を明確にしています。

《第1号、第2号関係》

「市民、市民等」

この条例では、「市民」「市民等」について、以下のように整理しています。

- ①市民 小平市の区域内に住む人をいいます。区域内に住む人とは、市内に住所を有する個人（自然人）を意味し、住所とは生活の本拠がある所を意味します。
- ②市民等 この条例は、「市民」が自治の主体かつ担い手として、市政運営に参加をすることや、地域課題解決のための活動をすることを規定していますが、「市民等」も小平市における自治の担い手として、地域課題解決に寄与すると位置付けています。

《第3号関係》

「執行機関」

執行機関とは、地方自治法第138条の2で「普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」とされています。執行機関には、市長と市長から独立して仕事を分担する委員会（教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会）があります。

第2章 市民等

【解説】

小平市の自治を進めていく担い手となる市民等の基本的な権利や責務などについて規定しています。第4条に地方自治法第10条第2項の確認的な規定を置き、次に自治を進める上での基本的な権利として、「参加の権利」、「知る権利」、「まちづくり活動を自由に行うことができる権利」や権利にあわせての責務、配慮事項について規定しています。

(行政サービスを受ける権利及び負担の義務)

第4条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。

【解説】

行政サービスを受ける権利と負担の義務について規定しています。

「市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」

第3条第2号の市民等の定義では、「市内で活動する法人その他の団体」として、事業所の本拠が、市内、市外にある法人を含んだ形となっています。これに対して、第4条では、市民等に含まれている「市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」を対象として規定しています。これは、この規定が地方自治法第10条第2項の確認的な規定であるためです。

「租税等」

市税に関するものだけでなく、分担金、使用料、手数料等も含まれます。

<関連法令等>

地方自治法 第10条 ②住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(市政に参加をする権利)

第5条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加をする権利を有する。

2 市民等（前項に掲げる者を除く。）は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。

【解説】

市政に参加をすることを、自治の担い手である市民に保障される権利として規定しています。参加は、第3条第5号で定義していますが、市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程で、

執行機関に対して意見等を表明するものです。具体的な内容については、第3章の「参加及び協働」で規定しています。

《第2項関係》

「市民等（前項に掲げる者を除く。）」

市民等（前項に掲げる者を除く。）は、基本的には、市民とは同じ参加を保障するものですが、権利と負担等の関係から、参加の形態は、必ずしも市民と同等ではないため、このような規定としました。

具体的には、計画等の策定に当たって実施するワークショップ、市民意見公募などの場合は、市民だけではなく、広く小平市の当該案件について関心を持っている市民等（前項に掲げる者を除く。）も含めて参加の対象としていますが、附属機関等の公募の場合は、市民としています。

（知る権利）

第6条 市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。

【解説】

第2条「自治の基本理念及びその実現」に基づく自治を実現していくためには、市民等が市政に関する情報を知ることが、参加や協働につながる重要なものです。ここでは、参加等の前提となる権利として、知る権利を規定しています。

（まちづくり活動の自由）

第7条 市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。

2 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。

【解説】

まちづくり活動は、第3条第7号で定義していますが、自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいいます。

まちづくりに関する諸活動は、地域における市民の自主・自立的な取り組みが自治の実現の基盤となるものであるという位置付けで規定しています。

（男女共同参画社会の形成の推進）

第8条 市民等及び市は、男女平等を基本とする男女共同参画社会の形成を推進するものとする。

【解説】

国、都、そして市においても男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されています。男女共同参画社会の形成の推進は、自治を進めていくための基盤として、重要であることから規定しています。

<参考>

市では、「小平市男女共同参画推進条例」を平成21年（2009年）4月に施行しています。

小平市男女共同参画推進条例 第1条(目的) この条例は、男女共同参画の推進に関し、その理念並びに小平市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(法人等の社会的責任)

第9条 市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。

【解説】

法人等の社会的責任について規定しています。

第3条第2号で、市内で活動する法人その他の団体を「市民等」の中に定義し、地域社会を構成する多様な担い手の一員として位置付けました。

個人に比べて、法人等の活動の地域での影響力の大きさや法令遵守に対する要望の高まりから規定しています。

第3章 参加及び協働

【解説】

自治の基本理念を実現するための基本的な指針となる参加と協働に関して、規定しています。参加に関する制度や手法を第5条「市政に参加をする権利」に基づき明確にし、参加の機会の保障について規定しています。

また、協働に関しては、位置付けや推進のための基盤づくりについて規定しています。

(参加の機会の保障)

第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。

- (1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃
- (4) 重要な市の施設の設置又は廃止
- (5) 前各号に準ずる事項であって別に定めるもの

2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。

3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。

4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。

【解説】

第2条の「自治の基本理念及びその実現」、第5条「市政に参加をする権利」に基づき、第1項は、市民が市政に参加をする対象について、第2項は、第1項の除外規定について、第3項は、参加の方法について規定しています。

参加は、第3条第5号で定義していますが、市民が、市政の計画、実施及び評価の各過程において、執行機関に対し積極的に意見を表明することをいいます。

《第1項関係》

参加の機会を保障する対象を明らかにしています。具体的な案件が、この条例に定める対象に該当するかどうかの判断は、個別の条例及び計画の性格、内容等に応じて執行機関が条例の趣旨に照らして行います。

《第1項第1号関係》

「長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更」

具体例として、長期総合計画、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、障害福祉計画、ごみ処理基本計画、都市計画マスタープラン等があります。

《第1項第2号関係》

「義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成」

市民がある行為をしようとする場合に市が許可を行うとする規定、基準に違反した場合に市が改善命令等を行う規定、公共の利益を害する行為を禁止する規定等は、原則として対象となります。また、条例改正の場合は、改正部分が「義務を課し、又は権利を制限する内容を有する」ときに、対象となります。

具体例として、廃棄物の減量及び処理に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等があります。

《第1項第3号関係》

「市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃」

直接的に権利の制限や義務の賦課を伴うものでないものの、市民生活に大きな影響を与える制度を定めるものが対象となります。

具体例として、文化振興の基本方針、市の公共交通に対する基本的な考え方等があります。

《第1項第4号関係》

「重要な市の施設の設置又は廃止」

不特定多数の利用が見込まれる大規模な建築物等や、市民生活に影響の大きい施設等が対象となります。

《第1項第5号関係》

「前各号に準ずる事項であって別に定めるもの」

第1号から第4号以外で、市民の関心が高いもの、市民生活に大きな影響があることなどにより参加を行う必要があると認められるものが対象となります。

《第2項関係》

参加の適用除外とするものは、以下の理由から市民の意見を反映させる余地がないためです。

「内容が軽微なもの」

条例において、法令を引用している箇所の改正により、条、項、号の番号が移動した場合や用語の表現が変わったため条例改正するなどの場合です。

「緊急を要するもの」

災害又は不慮の事態が発生し、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、参加を行ってからは間に合わないなどの場合です。

「法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの」

法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うものなどの場合です。

具体的には、戸籍謄本の交付手数料の額や地方税法の標準税率の設定等があります。

「租税に関するもの等」

租税のほか負担金、分担金をいいます。租税等に関するものは、個別の制度で議論することはなじまず、市の財政状況等を踏まえ総合的な判断が求められ、議会において議論すべきものであることから、適用除外としました。ただし、使用料・手数料の抜本的な改定等は、その内

容によっては、参加を行うことが適当な場合もあります。

《第3項関係》

「その他の適当な方法」

その他の方法として、ワークショップ、フォーラム、シンポジウム、説明会、意見交換会、アンケート等があります。

＜参考＞

小平市自治基本条例の制定に伴い「小平市市民参加の推進に関する指針」の改正、「小平市市民意見公募手続要綱」の制定を平成22年（2010年）1月に行いました。

＜用語の説明＞

【審議会等】

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準じて要綱等により設置された委員会、協議会等のことです。公募市民、学識経験者、関係団体の代表者等で構成され、特定の事項に関して調査、審査等を行うため設置するものです。

【公聴会】

公の機関が重要な案件や市民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために開くものです。

法令で公聴会の開催を定めているものとしては、都市計画法、国土利用計画法、森林法、自然環境保全法、漁業法、土地収用法、鳥獣保護法等があります。

【意見の公募】

パブリックコメントともいいますが、重要な政策を策定するとき、原案を公表して意見を求め、それを考慮して政策を決定することです。市は、これまでも基本計画等について意見の公募を行ってきましたが、市民の市政への参加の促進と開かれた市政の推進を図るために、市民意見公募手続要綱に具体的な手続を定めることによって制度化を図っています。

（参加における配慮）

第11条 執行機関は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ市民のだれもが、それぞれの立場に応じて容易に市政に参加をすることができるよう工夫し、及び配慮するものとする。

【解説】

市民が参加する機会を広く保障するための工夫や配慮について規定しています。

例示として、高齢者、障がい者、子どもを挙げ、それぞれの市民の特性に応じて、市政に参加をすることができるよう、工夫し配慮することとしています。

<参考>

参加における配慮については、市民向け説明会における手話通訳の配置、審議会等の議事録等におけるふりがなの付与、児童館の指定管理者制度導入の際の小・中学生利用者からの意見聴取等を実施しています。

(協働)

第12条 市民等及び執行機関は、地域の様々な課題の解決に向けて協働をすることができる。
2 市民等及び執行機関は、協働に当たり、対等の立場で十分に協議し、その必要な理由及び条件を明確にして合意を行うものとする。

【解説】

第2条の「自治の基本理念及びその実現」に基づき、市民等と執行機関が、地域社会の課題を解決するなど、共通の目的を実現するため、協働に取り組むことを規定しています。

協働は、第3条第6号で定義していますが、市民等と執行機関とが、対等な立場で協議し合意の上、それぞれの役割及び責任の下で、公共的なサービスの提供を協力して行うことをいいます。協働のとらえ方には、地域の多様な主体間による協働もありますが、この条例では、市民等の多様な主体と執行機関とが行う協働について規定しています。

(協働の推進の基盤づくり)

第13条 執行機関は、協働を推進するため、活動の機会及び場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供その他の基盤づくりに努めるものとする。

【解説】

協働を推進していく上で、執行機関が果たす役割を規定しています。

<参考>

「小平市協働の推進に関する指針」を、平成20年(2008年)10月に策定しています。「小平市協働の推進に関する指針」では、「人材の育成」については、①協働に関する理解向上、意識啓発を目的に職員向け研修会を実施、②ボランティア団体・市民活動団体等との協働の進め方についての職員向けハンドブックの作成としています。また、「基盤づくり」については、①小平市市民活動支援センターの本格開設、②市民活動の育成支援(市民活動を始めるための講座等の開催)、③市民活動支援の充実(市民活動支援公募事業を見直し、支援事業を推進)としています。

第4章 市民投票制度

【解説】

市民の生活に重大な影響を及ぼすような個別の事案について、市民意思を直接反映することを目的とし、現行制度である間接民主制を補完するものとして市民投票制度について規定しています。

第14条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票（以下「市民投票」という。）を実施することができる。

2 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。

【解説】

市民投票制度は、市民の意思を直接問う市民参加手法の一つとして、市長と議会による二元代表制を補完するものです。地方自治法等では、市民投票制度は明記されていませんが、この条例で市民投票を制度的に保障するものとして規定しました。

この条で規定する市民投票は、個別事案ごとに、その都度、投票の実施に係る必要事項を定める条例を議会の議決により制定し、実施するものです。事案ごとに、最も適切な対象や方法を選択できるよう投票者の範囲等必要な事項を定める非常設型の規定となります。

非常設型の規定としたのは、市民投票の実施について必要な事項（市民投票に付すべき事項、投票方法、投票資格、成立要件等）に関しては、課題が生じる都度、定めることができるためです。

《第1項関係》

「市政に関する重要な事項」

市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案で、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものです。そのため、①市の権限に属さない事項、特定の市民又は地域にのみ関係する事項、②法令の規定に基づき住民投票を行うことのできる事項、③地方税、負担金、使用料及び手数料の負担増減を対象とした事項（直接請求制度での除外事項）、④市の組織、人事及び財務に関する事項についてなどは、対象とはなりません。

他市で市民投票が行われた例として、原子力発電所の建設、産業廃棄物施設の設置、都市計画事業、市町村合併などがあります。

<参考>

直接民主主義的な市民投票と間接民主制との関係

地方特別法の住民投票制度（憲法第95条）や地方自治法の「条例の制定又は改廃の請求（第74条）、監査の請求（第75条）」等において、直接民主主義的な制度が設けられています。ただし、原則はあくまでも間接民主主義であり、その補完をするものとして位

置付けられています。市民投票は、議会や市長の意思決定に市民の意思を反映させるための手段であり、議会や市長の持つ固有の権限を侵すものではありません。

住民自治の充実を図るという観点から、多様な市民のニーズをより適切に地方自治体の市政運営に反映させるために、直接民主制的な手法である市民投票について規定しています。

第5章 コミュニティ活動

【解説】

自治会や市民活動団体などの、個々の市民では解決できない地域の様々な課題を解決する活動をコミュニティ活動と位置付けています。また、コミュニティ活動は、市民等の自主・自立性が尊重されるべきであることを規定しています。

(コミュニティ活動)

第15条 市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動（以下「コミュニティ活動」という。）を行うことができる。

【解説】

市内それぞれの地域におけるコミュニティ活動について規定しています。

コミュニティ活動は、市民等が身近な地域における多様な課題などを自主・自立的な活動を通じて解決することにより、この条例の目的である自治の実現が図られるという観点から規定しています。参加、協働と同様に、コミュニティ活動についても、地方自治法等の規定はありません。市として新たに条例の中で位置付けています。

「住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団」

自治会、町内会等の地縁型の地域を基盤に形成されるものと、テーマ型活動団体、社会福祉法人、NPO法人等の地域を越え共通の関心や課題から形成されるものがあります。どちらもコミュニティ活動を担う組織として位置付けています。

<用語の説明>

【NPO法人】

NPOは Non Profit Organization の略で、非営利団体または非営利組織と訳されています。福祉・医療、環境保護やリサイクル、災害復旧等の分野で活躍する、私的利益を目的としない民間の非営利団体・組織のことをいいます。

(コミュニティ活動への支援)

第16条 市は、コミュニティ活動の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。

【解説】

市は、コミュニティ活動の役割や自主性を尊重し、必要な支援を行うことについて規定しています。

第6章 議会

【解説】

市民の信託に基づく議会の基本原則と責務、議員の責務について規定しています。

第6章においては、小平市の自治において、第2条第1項にある市民の信託による市政を具体的に運営していく担い手として議事機関である議会について、その基本的な在り方を責務として規定しています。

(議会運営の基本原則)

第17条 議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。

【解説】

議会運営の基本原則を規定しています。

議会は、市長とともに市民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成される機関であり、二元代表制の一翼を担っています。地方自治体の議事機関である議会の役割は、地方分権の時代にあって、ますます重要となっています。市民や市長等とともにまちづくりの担い手である議会の役割と責務について規定しています。

「市民に開かれ」

傍聴の原則公開、資料の閲覧、議会報・ホームページの充実などをいいます。

「分かりやすい」

傍聴者用の資料や議会報・ホームページなどによって、議会運営もしくは議会の審議過程について分かりやすく情報提供をすることです。

「信頼される」

情報の提供や透明性の確保、説明責任を果たすことによって、市民から理解され、信頼される議会を運営をすることです。

<参考>

地方自治法に規定のある議会の権限の主なもの

- ① 議決権（地方自治法第96条の議決事項として、条例の制定・改廃、予算の決定等）
- ② 選挙権（同法第97条・第103条・第182条）
- ③ 検閲・検査権及び監査請求権（同法第98条）
- ④ 意見提出権（同法第99条）
- ⑤ 調査権（同法第100条）

<関連法令等>

憲法 第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

(議会の責務)

第18条 議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。

2 議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。

3 議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。

【解説】

議会の責務について規定しています。議会は議員によって構成され、議員個人の活動を通じて議会の責務を果たしていくことになるため、第18条と第19条において、議会の責務と議員の責務について、それぞれ規定しています。

《第1項関係》

「小平市にふさわしい条例」

地方分権の時代において、地域の課題を解決するための条例の制定等が重要になってきているという観点から規定をしています。

「市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割」

地方自治法に規定されている権限に基づき、市民が何を求めているかを適切に把握した上で、市政の監視、けん制をすることです。

(議員の責務)

第19条 議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。

2 議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。

【解説】

議会制民主主義の下における市民の代表として議員は、公職者として、市民の意思に配慮することを規定しています。

《第2項関係》

「政策の提言及び立案」

議会に提案された議案に対する討議や修正提案、委員会審議などを通じて市民の意思を反映した政策の立案を行う役割を担っていることなどを意味します。また、議員が自らの提案権に基づき議案を提出することによって、市民の意思を政策として立案し具体化することについて規定しています。

第7章 市長等

【解説】

前章の議会とともに、小平市の自治において、第2条第1項市民の信託による市政を具体的に運営していく担い手として、市長をはじめとする執行機関と補助機関である職員について、その基本的な在り方を責務として規定しています。

(市長の責務)

第20条 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市政を運営しなければならない。

【解説】

市長は、市民から選挙で選ばれ、市政を運営する執行機関の代表で、地方自治体を統括し、各種の行政委員会の仕事を調整する権限があります。ここでは、市長は、公職者として、公正で誠実に市民本位の市政を推進する責務があることを規定しています。

<参考>

地方自治法に規定のある市長の権限の主なもの

- ① 規則制定権（地方自治法第15条）
- ② 総合調整権（同法第138条の3・第180条の4・第221条・第238条の2）
- ③ 総括・代表権（同法第147条）
- ④ 事務の管理及び執行権（同法第148条）
- ⑤ 担当事務（同法第149条）
- ⑥ 内部組織権（同法第158条）

【市民本位の市政】

市長をはじめとする執行機関及び補助機関である職員が進める市政として、「市民本位」をうたっています。「市民本位」という言葉は、「小平市行財政再構築方針」に挙げられています。

(市長以外の執行機関の責務)

第21条 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下に、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。

【解説】

市長以外の執行機関の責務について規定しています。

市長以外の執行機関は、市における重要な職務を担う組織であり、それぞれの責任と判断の

下で職務を執行しなければなりません。

ここでは、地方自治法第138条の3の「すべて一体として、行政機能を発揮する」という組織機能を踏まえた上で、市長の総合的な調整の下、市長や他の執行機関と協力して、市民本位の市政を推進しなければならないこととしています。

「市長以外の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

<関連法令等>

地方自治法 第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

②普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。

③普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

(職員の責務)

第22条 職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

【解説】

職員の責務について規定しています。

職員は、地方自治法上では、長の補助機関として位置付けられていますが、市民本位の立場に立って、公正で誠実に職務を遂行し、職務に必要な知識の習得及び向上に取り組むことを規定しています。

<用語の説明>

【補助機関】

市長をはじめとする行政庁の内部機関として、その判断の決定や表示をする際に補助をする機関のことをいいます。

第8章 行財政運営

【解説】

行財政運営の基本原則をはじめ、市民本位の市政を進めるための基本的な事項について規定しています。

(行財政運営の基本原則)

第23条 市は、市民の福祉の増進を図るため、市民の意思を的確にとらえ、民主的かつ効率的に行財政を運営することを基本とする。

【解説】

第2条の「自治の基本理念及びその実現」に基づき行財政運営の基本原則について規定しています。この基本原則の下に、地方自治法等に規定されているもので、行財政運営の根幹となる規定（長期総合計画、組織及び人事、財政運営）と、市民本位の市政の推進のための基本的事項（情報共有、個人情報保護、苦情及び要望への対応、評価及び検証、行政手続、政策法務）について規定しています。

市民の福祉とは、地方自治法第1条の2に規定される住民の福祉をいいます。

<関連法令等>

地方自治法 第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(長期総合計画)

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

【解説】

長期総合計画とは、まちの将来像を示し、まちづくりを計画的に進めるための基本構想を実現する具体的な施策の内容を示すものです。

基本構想は地方自治法で制定について規定されていますが、ここでは長期総合計画の策定と、それに基づいた総合的で計画的な市政の運営を行うことについて定めています。

<参考>

市では、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を将来像として、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを期間とする小平市第三次長期総合計画を策定しています。

【長期総合計画と自治基本条例との関係】

長期総合計画は、基本構想に基づき、総合的で計画的な市政運営を進めていくために取り組んでいく施策を体系的にまとめたものです。それに対して、自治基本条例は、地域における自治の基本的な原理やルールなどを明確にするもので、自治の担い手たる市民の責務や権利、地方自治体の運営に関する事項といった自治の理念を実現するための仕組みを規定したものです。

それぞれが、ともに今後の市政運営を進めていく上で、重要な役割を果たすことになります。

<関連法令等>

地方自治法 第2条 ④市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

(組織及び人事)

第25条 市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。

2 市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できるよう、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。

【解説】

地方分権の進展や市政の課題などに柔軟に対応することが必要であるため、内部組織の編成と職員の採用及び能力の向上を市の責務として規定しています。

<参考>

市では、職員に必要とされる能力やその育成に関する施策の方向性を示した「小平市新入人材育成基本方針」を平成20年(2008年)4月に策定しています。

(情報共有)

第26条 市は、その保有する市政に関する情報を市民等と共有することができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市は、その保有する市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民等に提供するよう努めるものとする。

3 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

【解説】

第2条の「自治の基本理念及びその実現」と第6条の「知る権利」に基づき規定しています。

参加と協働によるまちづくりの前提として、市の情報の提供や公開について規定することにより、市民等の知る権利を事実上保障するものです。

《第2項関係》

「積極的に、分かりやすく、入手しやすい。」

情報の提供とは、市民からの情報公開請求がなくても、市が積極的に情報を提供することをいいます。その際、市は、所有する情報を市民に分かりやすい形で提供するように努めます。

情報の提供の方法には、それぞれ特性があり、また、入手・活用しやすい方法が市民によって異なることから、より効果的な情報の提供を行う必要があります。

情報を分かりやすく提供するためには、提供の目的や対象者などを踏まえて、適切な表現方法を工夫することが必要です。

<参考>

市では、「市民にわかりやすい行政資料の作成をめざして」を、平成18年(2006年)10月に作成し、わかりやすい文書・資料の作成のためには、「1.市民の視点に立って、2.国や都からの通知は、かみくだいた表現で、3.市の制度の利用促進を念頭に、4.言葉の使い分け、5.対象となる市民の年齢層などを意識する、6.見出しの言葉を吟味しよう、7.イラストや図を活用しよう、8.専門用語や省略言葉はつかわない」などとしています。

【小平市市民参加の推進に関する指針】

第2 市民参加の前提となる情報公開

市民参加の前提となる情報公開の一層の充実を図る。

開示請求に基づく市政情報の公開はもとより、小平市情報公開条例第28条に定める情報公開の総合的な推進を図る。

<関連法令等>

小平市情報公開条例 第1条(目的) この条例は、何人にも市政情報の公開を求める権利(以下「知る権利」という。)を保障するとともに、小平市が市政を市民に説明する責任を全うすることを明確にし、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、開かれた市政の下に市民の市政への積極的な参加及び市民と市との信頼関係の増進を図り、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

第28条(情報公開の総合的な推進に関する市の責務) 市は、前章に定める市政情報の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(個人情報保護)

第27条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。

2 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

【解説】

行財政運営の基本的な事項として、個人情報の保護について規定しています。

市が、その保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の保護に最大限配慮することを規定しています。

《第2項関係》

「適正な措置を請求する権利」

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利をいいます。

<関連法令等>

小平市個人情報保護条例 第1条(目的) この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、個人情報の取扱いについて基本的な事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(苦情及び要望への対応)

第28条 執行機関は、市政に関する苦情及び要望について、総合的な窓口を設け、公正かつ迅速に対応するものとする。

2 執行機関は、市政に関する苦情及び要望への対応のために必要があると認める場合は、市以外の者により組織された機関を設置するものとする。

3 執行機関は、市政に関する苦情及び要望を十分に分析し、市政に活用するものとする。

【解説】

市民からの苦情、要望に対して、的確な対応を図り、市政に生かしていくことを規定しています。現在も、市民相談や広聴制度などにより総合的に対応をしていますが、市民本位のまちづくりを進めていくために、市民の苦情や要望への対応について共通する取扱いのルールとして、規定しています。

市民からの苦情、要望は、執行機関にとって市民ニーズを把握することができる大切な情報です。市民からの苦情、要望に公正かつ迅速に対応することはもとより、その分析により地域の課題・問題点を整理し、市政に活用していくことを、第3項で規定しました。

現行の法制度上では、行政不服審査法、国家賠償法等があります。

<参考>【総合的な窓口】

秘書広報課を執行機関の総合的な窓口として、各種の市民相談や市長への手紙、苦情、要望を受け付けています。

(評価及び検証)

第29条 執行機関は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、その取組を評価し、及び検証し、その結果を公表するものとする。

2 執行機関は、前項に規定する評価及び検証に当たり、執行機関以外の者の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。

【解説】

執行機関は、効率的で効果的な市政運営を行うため、政策等について評価及び検証し、その結果を市民に公表することを規定しています。

また、執行機関が、自ら評価及び検証を行うだけでなく、参加や第三者による視点を入れることも、手法の一つとしてとり入れていくことを努力義務としています。

本条において、「評価及び検証」としているのは、現行の行政評価は評価及び検証の一つの方法であり、将来的に、その方法や名称等も変化していく可能性があるためです。

<参考>

市は、平成12年度以降、行政評価の導入に向けた研究や試行を進め、独自の制度をつくりました。平成19年度は平成18年度の事務事業評価を実施し、平成20年度は平成19年度の事務事業評価に加え、施策評価を実施しました。市の行政評価は、評価結果をもとに事業の見直しや改善、再編につなげていくことを目的としています。施策評価は、施策レベルの視点という切り口から、各事務事業が施策の達成のためにどのように、どの程度貢献、寄与しているかを点数化して示し、施策の現状や課題、今後の展開方向について明らかにしました。

現在、小平市改革推進プログラムにおいて、執行機関が実施する事業について、より一層の透明性、効率性、適正性等を確保するため、行政評価等に関して市民等外部の目線から検証を行う仕組みについて、実施に向けて検討を行っています。

【行政評価】

行政の施策、事業を評価し（Check）、評価の過程で発見された課題を事業の見直し（Action）や計画・予算等に反映させ（Plan）、新たな目標値を定めて事業を実施（Do）していくという一連のサイクルを通じて効率的かつ効果的な行政運営を図るものです。

(行政手続)

第30条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民等の権利利益を保護するため、処分、届出及び行政指導に関する手続を適正に行わなければならない。

【解説】

市民本位のまちづくりを進めていく上で、市政の運営における公正と透明性の向上を図る観点から、規定しています。

行政手続については、行政手続法、小平市行政手続条例があります。

<関連法令等>

小平市行政手続条例 第1条(目的等) この条例は、行政手続法第38条の規定を踏まえ、処分、届出及び行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、市の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(政策法務)

第31条 執行機関は、地域の実情に合わせた政策の企画立案及び実施のため、政策法務能力の向上に努めるものとする。

2 市は、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備するものとする。

【解説】

市は、地域の実情に合わせた政策を実現するために、条例の制定又は改廃、法令等の解釈運用等の法務を活用して、地域の課題に適切に対応するよう努めることについて規定しています。

平成12年(2000年)4月の地方分権一括法の施行により、地方自治体による法令の自主解釈権が認められ、条例制定権が拡充されたことを踏まえています。執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃、法令の解釈といった政策法務の向上に努めることとしています。

<参考>

第三次長期総合計画・前期基本計画においても、政策法務に関する研究と、技術の向上・強化や、職員の立法技術の向上について挙げています。

<用語の説明>

【政策法務】

政策法務は、政策形成に関連づけられて論じられることが多く、地方公共団体の政策法務

の対象としては、①地方公共団体独自の政策実現手段として条例、規則等を制定すること（自治立法）、②既存の法令の規定について地方公共団体として地方自治の本旨に基づいた運用や解釈を行うこと（自主解釈）、③訴訟を通して地方公共団体の政策を主張すること（訴訟法務）、④国の法令に対して地方公共団体に意向を反映されること、といった分野があげられます。（新自治用語辞典（ぎょうせい）より）

（財政運営）

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めるものとする。

- 2 市長は、健全な財政運営のため、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。
- 3 市長は、長期総合計画、財政計画等に即して予算を調製するものとする。
- 4 執行機関は、健全な財政運営のため、事務及び事業の見直しに不断に取り組まなければならない。
- 5 執行機関は、租税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとする。
- 6 執行機関は、市の財政状況（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が加入している一部事務組合等の財政状況のうち市に係る部分を含む。）を分かりやすく公表するものとする。

【解説】

市の財政運営について規定しています。

地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の向上を図るとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」ことが定められています。これに基づき、長期総合計画とともに市政運営の柱である財政運営について、基本的な事項を規定しています。

財政については、長期総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づいて、健全な運営を行わなければならないとしています。

また、予算や決算等の財政状況について市民に分かりやすい資料を作成し、市民の知る権利に応え、情報の提供をすることとしています。

《第6項関係》

「市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人」

地方自治法において、2分の1以上の出資団体については議会への報告義務があり、4分の1以上の出資団体については、監査委員の監査権が及ぶことから、これらの団体についても公表の対象とすることとしました。

市が4分の1以上出資している団体としては、小平市土地開発公社、小平市文化振興財団があります。（いずれも全額出資の団体です。）

「市の財政状況を分かりやすく公表」

①地方自治法第243条の3の規定において、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項について毎年2回以上公表することが定められており、市でも、財政事情の作成及び公表に関する条例に基づき、市報、ホームページで当初予算、上半期財政状況、前年度財政状況について公表をしています。

②平成19年（2007年）に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体の財政状況を4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率）で、財政指標を客観的に表すことを定められています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率を算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされています。

<参考>

【新しい財源の創出】

小平市改革推進プログラムにおいて、「自主財源の確保」として、①広告収入の確保、②法定外税の活用可能性の研究、③財産の有効活用の促進、④受益者負担の適正化などを挙げています。

【市の財政状況を分かりやすく公表】

①市では、「小平市わかりやすい予算」、「小平市財政白書」を作成しています。

②市のホームページにおいて、財政状況等一覧表を公表しています。その中に関係する一部事務組合等の財政状況についても記載しています。また、一部事務組合については、組合ごとに決算統計を公表しており、市政資料コーナーで閲覧することができます。

<関連法令等>

地方自治法 第2条 ⑭地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

小平市財政事情の作成及び公表に関する条例 第1条(この条例の目的) この条例は、地方自治法第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政事情」という。)の作成及び公表について定めることを目的とする。

第9章 国、都等との関係

【解説】

市と国、都及び近隣市との連携、協力などの広域的な課題の基本的な考え方について規定しています。

(国及び都との関係)

第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

【解説】

地方分権一括法の施行に伴い機関委任事務が廃止され、国と地方との関係は制度的にも対等・協力と位置付けられました。市は自己決定・自己責任の原則の下で、より地域の実情に応じた市政運営を行うことが求められており、国及び都と適切な協力関係の下、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主・自立的発展のため、国及び都に対して政策及び制度の改善などに関する意見・提案を行うことを規定しています。

ここでは、団体自治についても一層積極的に取り組み、地方自治体が自らの意思と責任の下で、自主・自立的な市政運営を行うことを規定しています。

<関連法令等>

地方自治法 第2条 ②普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

⑤都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

⑪地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

(他の地方公共団体との関係)

第34条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

行政需要の多様化や政策課題の広域化などにより、一地方公共団体では対応できない課題が多くなってきています。そのような状況を踏まえ、共通する課題を解決するために、他の地方自治体等との連携・協力を図っていくことを規定しています。

<参考>

市では、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市で構成される「多摩北部都市広域行政圏」において、公共施設の相互利用（図書館、体育館、保養施設等）、共同事業（多摩六都フェア等）、圏域ガイドブック（たまろくさんぽマップ）の発行などの事業を行っています。

（災害等に対する連携及び協力）

第35条 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

災害時に対応するための連携・協力について規定しています。

災害等とは、地震、台風、大雨等の自然災害、新型インフルエンザ等のことをいいます。

災害時における市民等の生命、身体、財産等の安全性の確保は、市の基本的かつ重要な役割であり、また、市民等・事業者・行政等との相互協力も不可欠です。

<参考>

災害時に対応した広域的な連携・協力としては、以下のような例があります。

【地方自治体との協定】 狭山市（災害時相互応援協定）、東京都26市3町1村（震災時の相互応援協定）、立川市（災害時の避難場所相互利用）、小平町（姉妹都市災害時相互応援）、国分寺市（災害時の避難場所相互利用）

【団体との協定】 小平市薬剤師会（傷病者等に対する調剤、薬服指導及び医薬品の管理）、小平酒販組合（飲料の供給。平時における市民に対する非常用飲料の備蓄啓発）、小平市清掃事業協同組合（災害時に生じたごみ、し尿及びびがれき等の処理業務）等

（国際的な関係）

第36条 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

地球温暖化に代表される環境問題などに対して、市は、地域の課題が国際的な課題に深くかかわっていることを認識し、その課題解決に当たっては、一地方自治体の立場としてはもとより、国際的協力の下に取り組むことを規定しています。

第10章 条例の位置付け及び見直し

【解説】

条例の位置付けと必要に応じて見直しをすることについて規定しています。

(条例の位置付け)

第37条 この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

【解説】

条例の位置付けについて規定しています。

この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図っていくこととします。

(条例の見直し)

第38条 市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。

【解説】

条例の見直しについて規定しています。

この条例を、社会情勢の変化等に対応する条例とするため、見直しについて規定を置くこととします。

第11章 補則

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めるという規定です。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

自治基本条例制定までの歩み

条例案検討の進め方

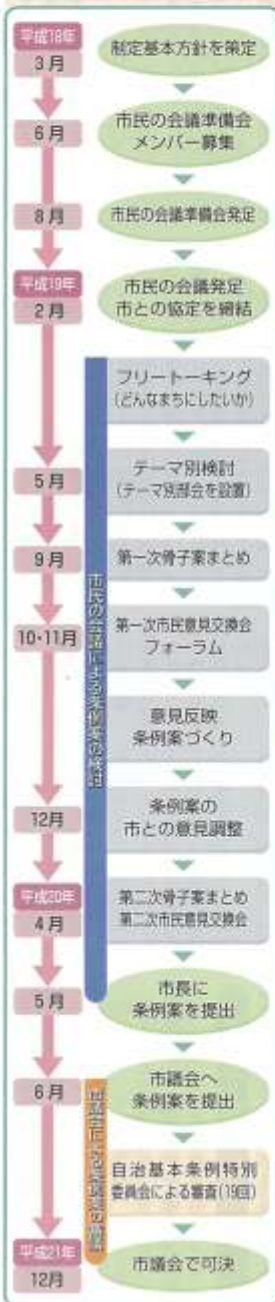
- 市では、条例案の検討に当たって「自治基本条例制定基本方針」を定め、条例づくりの進め方については、次のとおりとしました。
- 自治基本条例づくりは、市民がみずから自治の基本ルールを定める取り組みとして進めていきます
 - 自治基本条例づくりを通して、小平市における新しい時代の「自治する気風」の醸成を目指していきます
 - 市民の会議を立ち上げ、参加する市民の皆さんが自治基本条例案を作成します
 - 市は、市民の会議の活動に対して、必要な支援を行います
 - 市民の会議は、条例案の検討過程で、より多くの市民がかかわれるように工夫をします
 - 条例案検討のスケジュールは市民の会議に委ねます

市民の会議による条例案の検討

市では、条例案の検討のために、「市民の会議準備会」（準備会）のメンバーを公募しました。

準備会では、条例案の検討に先立ち、会の名称、会則、組織体制、検討スケジュール、市の支援体制について協議・決定しました。その後、市と協定を締結して、正式に「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」（市民の会議）として発足し、条例案の検討を行いました。

条例案策定のため、平成18年8月から平成20年5月までに、準備会10回、市民の会議全体会35回、学習会3回、運営委員会23回、起草グループ18回、広報グループ15回、前文検討グループ6回、部会49回の計160回の会議を開催しました。



平成18年3月 自治基本条例制定基本方針を策定

6月20日～7月20日 市民の会議準備会のメンバーを公募

7月2日 自治基本条例講演会

「新しい公共と自治基本条例づくり」を開催。自治基本条例とはどのようなものなのか、また、その必要性などを市民にお知らせしました（参加者54人、講師…辻山幸直さん）。

8月4日 「市民の会議準備会」を発足（参加者61人）



市民の会議による条例案の検討

平成19年2月3日 「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」を発足



市と市民の会議の、条例案策定に関する役割分担や相互協力の内容を定める「小平市自治基本条例案の策定における相互協力等に関する協定」を締結しました。

10月17日～11月30日

第一次市民意見交換会を12回開催



第一次骨子案をまとめ、より多くの市民の意見を聴くため、地域センター、公民館などで開催しました（265人の市民から、328件の意見をいただきました）。

11月3日 フォーラムを開催



基調講演と、パネルディスカッションにより、第一次骨子案などの説明を行いました（参加者85人、講師…辻山幸直さん）。

条例案の検討は、3つのテーマ部会に分かれて行い、第一次骨子案をまとめました。

- 第1部会…総合的な視点から自治基本条例を考える部会（議会、地域コミュニティ、住民投票、オンブズマンなど）
- 第2部会…行政をキーに自治基本条例を考える部会（市長、行財政運営のあり方など）
- 第3部会…市民をキーに自治基本条例を考える部会（市民、市民参加のあり方、情報公開など）

※そのほか、会議を定期的に開催することが多かったこともあり、日中だけ参加できる方で、昼間部会を発足しました（テーマは第3部会と同じ）。

市民の会議では、市民意見交換会以外にもさまざまな方法で、自治基本条例に関する広報活動などを積極的にを行い、より多くの市民に意見を寄せさせていただけるように努めました。

- ホームページの開設
- 「自治基本条例だより」を12月まで発行
- 武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科の協力で、広報用ポスター、リーフレットを作成
- 市民まつり（10月）で、第一次骨子案の資料を配布
- NPOフェスタ（11月）でブースを設置



平成20年4月28日・29日 第二次市民意見交換会を3回開催

第一次市民意見交換会でいただいた市民の意見や、市との意見調整を行い、その意見の反映について協議を行い、第二次骨子案をまとめ、第二次市民意見交換会を開催しました（67人の市民から、42件の意見をいただきました）。

5月10日 条例案提出式

市民の会議が「自治基本条例市民の会議案」をまとめ、市長へ提出しました。



市議会による条例案の審査

市は、「市民の会議案」を議案に調整した「小平市自治基本条例案」を平成20年の6月市議会定例会に提出しました。

市議会では、6月定例会初日（6月3日）に議案が上程され、新たに設置した13人からなる小平市自治基本条例特別委員会に付託されました。この委員会で19回に渡る審査が行われ、平成21年の12月定例会最終日（12月21日）に条例案が可決され、12月22日に「小平市自治基本条例」が施行されました。

問合せ

企画政策部自治基本条例担当
☎042 (346) 9582
✉da0040@city.kodaira.lg.jp

【参考資料】

小平市市民参加の推進に関する指針

第1 基本的考え方

今日、分権型社会システムに転換していくことが求められるなか、従来の公共サービスの担い手である行政だけではなく、受け手であった市民などの多様な主体が担い手となり、地域の様々な課題解決に取り組んでいく市政のしくみが必要になってきている。

また、市民の市政に対するかかわりを拡大し、その政策形成に市民が参加することを通じて、自治の担い手として責任ある市民の意識を育ていくしくみが必要となってきた。

さらに、小平市自治基本条例（平成21年条例第27号）の制定に伴い、市民参加の機会の保障について明文化された。

これらを踏まえ、従来から努めてきた市民の参加機会の拡大について、実験的に取り組む新たな方策も含め、さらに一層の推進を図る。

第2 市民参加の前提となる情報公開

市民参加の前提となる情報公開の一層の推進を図る。

開示請求に基づく市政情報の公開はもとより、小平市情報公開条例第28条に定める情報公開の総合的な推進を図る。

(1) 情報公表施策の拡充

法令等に基づく情報の公表については、ホームページの活用等により充実を図っていく。

(2) 情報提供施策の拡充

市政の基礎的なデータや情報の提供についてホームページの活用等により充実を図っていくとともに、なるほど出前講座「デリバリーこいだいら」を継続して実施していく。

また、市民の参加を得ながら進める政策形成過程の情報提供として、次の事項を進めていく。

①市の行政の各分野における基本的な構想及び計画等の策定又は大幅な改定等（以下「計画策定等」という。）については、その趣旨、策定体制及びスケジュール等を明らかにした策定基本方針をあらかじめ定め、これを公表する。

②審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準じて要綱等により設置されたもの。以下同じ。）の会議については、非公開事項を扱うもの等を除き原則として公開とし、また、傍聴者に対しては会議の審議資料等を原則として配布するほか、小平市審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領に基づき実施する。

(3) 情報収集機能の強化

市政世論調査及び市長への手紙・市政への提言等の広聴施策を継続して実施していく。

(4) 情報提供機能の強化

分かりやすい行政資料の検討を行い、その表現内容の工夫に努めるとともに、ホームページ等の情報提供媒体の充実を図る。

第3 市民参加の方法

自治基本条例第10条の規定に基づき、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加の機会を保障するものとする。

市民意見の公募（いわゆるパブリックコメント）手続をする場合には、小平市市民意見公募手続要綱に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（１）政策形成過程への参加の基本類型

ア．長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更にあたっては、市民公募委員を含む審議会等が計画検討組織となるとともに、素案について市民意見公募手続や地域懇談会などでの意見聴取を経て、計画案を作成していくパターンを基本としていく。また、計画の性格に応じて、市民だけで素案または提案を作成するワークショップ（市民会議）方式を活用するものとする。

イ．義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成にあたっては、市民意見公募手続などでの意見聴取を経て、案を策定していくパターンを基本としていくものとする。

ウ．市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本としていく。また、施策や制度の性格に応じて、市民公募委員を含む審議会等の活用や、小平市課題別市民委員会の設置及び運営に関する規程に基づく公募制の市民委員会の活用、ワークショップ（市民会議）方式による検討会の活用などをするものとする。

エ．重要な市の施設の設置又は廃止にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本としていく。また、施設の性格等に応じて、地域懇談会などでの意見聴取やワークショップ（市民会議）方式による検討会の活用などをするものとする。

（２）市民公募委員の拡大など審議会等に関する配慮事項

ア．審議会等における市民公募委員については、委員の改選時をとらえながら、現行の委員総数の枠内でできる限り、委員数の概ね４割から５割の水準で公募枠を確保していくものとする。

イ．市民公募委員については、より多くの市民の参加を促進する観点から、原則として、複数の審議会等の市民公募委員を兼ねてはならないものとする。また、同一審議会等での多選についてもこれを極力避けるため、原則として１０年を超えて再任されないものとする。

ウ．審議会等における委員構成については、引き続き、一方の性の割合を３０％以上（達成後は５０％）という小平市男女共同参画推進計画の目標達成に配慮する。

（３）その他

今後の市民参加の方法については、広く市民の意見を聴くという観点はもとより、市民相互の議論が盛んになされるという観点も重視し、検討課題に応じて様々な手法を試みることに配慮していくものとする。

また、自治基本条例第１１条の規定に基づき、市民のだれもが容易に市政に参加をすることができるよう、資料の作成方法や市民参加のための各種会議等の開催・運営手法等、市民参加の方法について工夫し、配慮するものとする。

第４ 適用期日

本指針は、平成２２年１月１日から適用する。

小平市市民意見公募手続要綱

平成22年 1月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、市長が実施する市民意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民意見公募手続」とは、市が次条第1項各号に掲げる事項を行う過程において、当該事項に係る施策等（以下「施策等」という。）の案の趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、当該案について提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(対象となる事項)

第3条 市民意見公募手続の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 小平市自治基本条例（平成21年条例第27号。以下「基本条例」という。）第10条第1項第1号から第4号までに掲げるもの
- (2) 前号に準ずる事項であって市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、市民意見公募手続の対象としない。
 - (1) 内容が軽微なもの
 - (2) 迅速又は緊急を要するもの
 - (3) 法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの
 - (4) 租税等に関するもの
 - (5) 法律、条例等の規定により公聴会の開催、意見書の提出その他の市民意見公募手続に準ずる手続を実施するもの
 - (6) 既に市民意見公募手続を実施したもの

(対象となる者)

第4条 意見を提出することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 基本条例第3条第2号に規定する市民等
- (2) 前号に掲げる者のほか、当該市民意見公募手続に係る事項に直接利害関係を有する者
(案の公表)

第5条 市長は、市民意見公募手続を実施しようとする場合は、施策等の案及び次に掲げる事項を公表し、当該施策等の案について意見の提出を求めるものとする。

- (1) 施策等の名称
- (2) 意見を提出することができる者
- (3) 意見を提出することができる期間
- (4) 意見の提出の方法
- (5) 施策等を決定する時期の予定
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。
 - (1) 施策等の案の概要

(2) 施策等の趣旨、目的、背景、経緯その他施策等の案を理解するために必要な資料

3 第1項の場合において、同項の規定により公表しようとする施策等の案が相当量に及ぶときは、当該施策等の案の入手方法を明示した上で、当該施策等の案に代えてその概要により公表することができる。

4 前3項の規定による公表は、市のホームページへの掲載、市長が指定する場所での閲覧又は配布その他市長が定める方法により行うものとする。

(意見の提出)

第6条 意見を提出することができる期間は、30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便又は信書便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他市長が認める方法

3 市長は、意見を提出しようとする者に、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）並びに第4条各号に掲げる者のいずれかに該当することを明示するよう求めるものとする。

(結果の公表)

第7条 市長は、市民意見公募手続を実施した事項について、施策等を決定した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、小平市情報公開条例（平成13年条例第29号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

(1) 施策等の名称

(2) 提出された意見の概要（意見が提出されない場合は、その旨）

(3) 提出された意見に対する市の考え方

2 第5条第4項の規定は、前項の規定による公表を行う場合について準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民意見公募手続に関し必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

1 協働の背景と小平市の今までの取り組み

(1) 協働の背景認識と指針の意義

現在、少子高齢化や情報化等が進展し、従来の社会システムでは新たな時代に対応できなくなってきています。行政においては、地方分権の流れや財政的なひっ迫等が課題となっており、地域では、地域社会のつながりの希薄化や価値観の多様化等を受け、市民ニーズも個別化、多様化してきています。個人においては、地域社会の課題を解決するための市民活動が活発になり、住民の自治意識が高まってきています。

小平市においても、多様化する市民ニーズに応じて市だけで公共的サービスを提供することは難しくなってきています。地域自治に向けた活動や地域課題の解決に向けた市民活動等が拡大する中、市は、市民一人ひとりの持つ地域の力とともに小平市全体の公共的サービスを豊かにしていくことが求められています。

そのため、小平市が協働を進める際の姿勢や取り組み方を示す基本的な考え方や方向性、協働の原則を指針として策定します。これによって、小平市職員の協働に対する認識を深め、市民の理解を得て、協働の基盤となる市民活動等を更に支援しながら協働の取り組みを増やし、協働の一層の推進を図ります。

(2) これまでの協働の取り組み

小平市の様々な計画等において協働に取り組む動きがあります。

平成18年に策定された小平市第三次長期総合計画においては、「市民と行政の協働など、新たな役割を構築していくことが必要」として、市民による新たな活力を協働を通してまちづくりに活かす姿勢が示されています。また、小平市行財政再構築プランでは、「『新しい公共空間』の形成を図るため、地域協働の推進を図る。」など、新しい公共空間の形成を認識した中で、小平市域の多様な主体間の協働の重要性を示しています。

平成19年度時点で11の計画等で協働が取り上げられており、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）、災害ボランティアの連携協力体制の確立、まちづくりの推進などが事例として掲載されています。また、事業数では、協働の原則に沿った視点から見ますと34事業となっています。

2 協働の基本的な考え方

(1) 協働とは何か

この指針における「協働」とは、ボランティア団体や市民活動団体等と小平市が、それぞれの役割と責任のもとで公共的サービスの提供を協力して行うことをいいます。

また、協働に当たっては、ボランティア団体・市民活動団体等と小平市が対等の立場で十分な協議を行い、合意の上、その必要理由及び条件を明確にして行われるものです。

(2) 協働の主体

この指針における「ボランティア団体・市民活動団体等」とは、小平市と協働して公共的サービスの提供を担える、各種法人や任意団体、個人などの様々な主体をいいます。「公共的サービス」とは、小平市が行っているサービスからボランティア団体や市民活動団体

等が先駆的に提供しているサービスなど広く捉えています。

また、協働して公共的サービスを担えるとは、実際に協働する事業や協働する相手に応じた、自発性や自立性、事業における公益性や非営利性、適正な会計処理、事業実施の力などを備えていることと捉えていきます。

(3) 協働により期待される効果

市民活動は、社会的な必要性や市民意識の高まりを受けて、自主的・自立的で、先駆的な活動を行っている事例が多くみられるようになってきています。また、市民の視点に立った活動を行うことで、行政にない自由な発想、地域に密着した活動、機動的できめの細かい活動、先駆的な活動ができ新たな公共的サービスの担い手としての役割を果たしてきています。

市は、このような新しい公共的サービスの担い手としてのボランティア団体・市民活動団体等と協力していくことが求められております。

市が、このような多様な主体と協働して公共的サービスを提供することで次のような効果が期待されます。

【協働により期待される効果】

- ① 市は、今までの公共的サービスをより効果的に提供できるようになります。
- ② 市は、多様化する新たな市民ニーズに応えることができます。
- ③ 市民の視点に立った市職員のサービス意識の育成につながります。
- ④ 市民にとって、自らの思いを活かし活動する機会となります。
- ⑤ 団体にとって、団体の目的を実施する機会となります。
- ⑥ 市民活動が活発になることにより、住民自治の充実が図られます。

このような期待される協働の効果は、長期的に捉えなければなりません。

協働することは双方が対等な立場で協議し納得し合うことが大事なため、労力や時間がかかるなどの側面があります。その意味では、時間的な余裕がない事業や既に事業内容が具体的に決まっている事業等は協働に適していないと言えます。しかしながら、時間がかかったとしても、市民の理解と協力が得られ、より円滑に事業を進められることや市民参加や住民自治を進める効果も期待できます。

(4) 協働と事業の形態及び協働に適した事業

①協働と事業の形態

協働とは協力関係のあり方の一つです。協働に当たる関係があれば、後援や共催、実行委員会、ワークショップ、協定など個々の事業に適した形態で実施することができます。逆に、共催や協定などの事業の形態だけで協働事業とするものではありません。

また、事業の形態とは別に、協働事業の経費を市がどのように支出するかといった視点があります。市は、協働の役割に応じて、事業の経費を直接支出したり、協働相手に支出する場合があります。

協働相手への支出は、協働の趣旨からは協議された割合で負担するといった性格になると考えられますが、協定書を結ぶなど協働の取り組みをすることを前提として、補助金や委託金といった形で行うこともあります。

②協働に適した事業

協働事業は協働する双方の特色を生かし合い、より良い公共的サービスを提供することが大切です。そのため、協働事業を行う際には、協働相手の特性や協働による相乗効果等といった観点から、次のような事業が協働に適していると考えられます。

【協働に適した事業】

- 先駆性、専門性、地域性等の市民活動の特性が活かせる事業
- 市にないボランティア団体・市民活動団体等の視点、発想が活かせる事業
- 地域のコミュニティの形成や活性化につながる事業
- 個々の地域に根ざしたまちづくりの事業
- 将来的に市民が中心（主体）となって活動する事業

3 協働の推進

(1) 協働を推進する視点

市は協働を推進するために、これからは、市民や地域社会、ボランティア団体・市民活動団体等の発想や提案、活力を市政に取り入れ、市民視点からより良い公共的サービスを提供できるようにしなければなりません。

そのため、協働の基盤となる市民の活動や地域活動が活発になるように支援を進めるとともに、ボランティア団体・市民活動団体等から市へ協働を提案する仕組みを実施していきます。

また、事業を実施するときには、市からも広く市民に協働を呼びかけていくとともに、協働事業をより良く行うために、職員の意識改革を進めながら協働を推進する基本的な姿勢に基づいて協働を進めていきます。

(2) 協働を推進する基本的な姿勢

①市民からの協働事業の提案

市は、協働を推進するために市民や地域社会、ボランティア団体・市民活動団体等の地域的、先駆的な活動等を支援します。

これらの市民の活動を注視し、新たな市民ニーズを把握するとともに、ボランティア団体・市民活動団体等からの協働の提案を受けていきます。また、事業を実施するときには、ボランティア団体・市民活動団体等が関連する事業を先駆的に行っているときは、協働事業の公募などを検討していきます。

②事業実施に対する協働の検討

市は、事務事業の不断の改善、改革に向けた取り組みを進めるとともに、市民の視点から市の役割を見直していきます。

また、新規事業を検討するときや事業を見直すときは、その事業の目的や内容等を踏まえて協働を検討します。

③協働事業を実施する際の取り組み姿勢（協働の原則）

協働事業を実施する場合には、個々の事業内容に応じて、次の尊重すべき協働の原則を踏まえて、ともに協働の関係を作り上げていきます。

ア 目的の共有（目的志向）

市は、目的を明確にして共通理解を図るため、目的の共有を進める取り組みをします。

イ 自主・自立の尊重

市は、お互いの自主性・自立性を尊重し、双方の存在を認め合うため、ボランティア団体・市民活動団体等の自主・自立を尊重します。

ウ 相互理解

市は、お互いの組織としての理念や使命、組織運営の考え方などを理解し合うため、ボランティア団体・市民活動団体等について積極的に理解することに努め、事業実施に際しては柔軟な対応を図るとともに、市の仕組みについても理解を求めていきます。

エ 対等関係

市は、お互いに事業活動において対等な立場にあるため、事業を進める様々な場面において、適切な協議、意見交換等の機会を設け、一方的に決めることなく充分に話し合います。

オ 情報の共有

市は、お互いに協働事業に関わる情報を共有するために、情報を提供し合う取り組みを設けます。

カ 役割分担と責任の明確化

市は、事業の内容や相互の能力等に応じて、事業の役割分担と責任を明確に決めるため、事業の初めから役割分担と責任の明確化を図る機会を設けます。

キ 実施方法と解決手段の共有

市は、事業の実施方法や事業期間、事業中の課題、評価方法などについて、事業の進行に応じて協議等の場を設けます。

ク 公開と評価

市は、協働事業の公開及び評価について協議し、双方で評価を実施するよう取り組み、それを市民に公表します。

(3) 協働事業を実施する際の取り組み方

協働事業であるから必ず協定を結ばなくてはならないというものではありません。例えば、役割分担を明確化する場合では、実行委員会や打ち合わせ会などで話し合ったことを明文化してお互いに認め合えば、この協働指針においては明確化しているものと捉えていきます。

また、情報や解決手段の共有なども、協議、調整、情報交換等をする場や手法が適切に定められ、双方がその場を随時提案できるのであれば、実行委員会や打ち合わせなど、その名称にはとられません。

さらに協働の原則に沿った内容を協定書等で総合的にまとめ、それに基づいて事業を実施することにより協働の関係はより明確で安定したものになります。

どのような場合においても、協働事業は、協働する相手とともに、個々の事業の内容に合わせて適切な協働の仕組みを工夫して作り上げることが大事と考えます。

4 今後の協働推進の取り組み

(1) 意識啓発と体制整備

○協働に関する啓発活動

協働に関する理解向上、意識啓発を目的に職員向け研修会を実施します。

○協働の評価に関する検討

協働事業の評価方法を検討し、協働の取り組みのチェックシートを作成します。

○協働に関する職員向けハンドブックの作成

ボランティア団体・市民活動団体等との協働の進め方についての職員向けハンドブックを作成します。

○協働の推進に係る庁内委員会の設置の検討

協働に関する指針の制定を受け、協働の一層の推進を図るため、新規事業や事業見直しの際の確認等の進行管理、協働事業の確認などを行うため、庁内に協働の推進委員会を設置します。

(2) 協働の基盤づくり

○小平市市民活動支援センターの本格開設

現在の「小平市市民活動支援センター準備室」を、平成22年度に市民活動の推進拠点「小平市市民活動支援センター」として本格的に開設します。

○市民活動の育成支援

市民活動を始めるための講座などを開催します。

○市民活動支援の充実

市民活動支援公募事業を見直し、支援事業を推進します。

(3) 協働事業の推進

① 提案型の協働事業の実施

平成22年度までに、ボランティア団体・市民活動団体等と市との協働で行う事業について協働事業の提案や応募を受け付ける提案型の協働事業を実施します。

② 現行の協働事業の推進

例えば、「小平市女性のつどい事業」や「ごみ減量、資源の節約等、地球環境の保全を促進する事業」、「大沼町・花小金井地域コミュニティタクシー運営事業」、「市民の体力づくり、スポーツ大会等の振興事業」などの現行の協働事業については、更に良い協働の関係を作り上げるとともに、モデル事業を選定することで協働の取り組み方を具体的に示し、他の事業についても協働の取り組みを一層推進させていきます。

③ これからの協働事業の推進

協働事業でない既存事業については、協働のハンドブック等を活用し職員の実施意識の啓発を行いながら、協働を視野に置いた事業の見直しを進めていきます。

小平市自治基本条例逐条解説

平成22年3月20日発行

編集・発行 小平市企画政策部自治基本条例担当
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目1333番地
電話番号 (042) 341-1211 (代表)
電子メール seisaku@city.kodaira.lg.jp

¥ 150